

令和 8 年国東市農業委員会 第 1 回（1 月）総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 1 月 13 日（火）14:00～14:55

2. 開催場所 国東市役所 2 階 201・202 会議室

3. 出席委員（農業委員）13 名

1 番 古田明敏委員、2 番 藤本 徹委員、4 番 末綱博子委員
5 番 小笠原玉代委員、6 番 坂本 貢委員、7 番 森重なるみ委員
8 番 神田勝士委員、9 番 岩竹忠洋委員、10 番 有次昭二委員
11 番 松原雅之委員、12 番 松原 正委員、13 番 吉田洋一委員
15 番 秋國崇己委員

（農地利用最適化推進委員）1 人

岡田 秀委員

4. 欠席委員 2 名（3 番 豊田聖祐委員、14 番 佐藤 司委員）

5. 出席職員 局長 古庄昭彦、主幹 吉田典弘、主任 橘 卓弥

6. 議事録署名委員の氏名 7 番 森重なるみ委員、8 番 神田勝士委員

7. 議事日程

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画について
議案第 4 号 農用地利用配分計画について
議案第 5 号 農用法の規定による非農地証明書の交付について

8. 報 告 事 項

9. 協 議 農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議

10. そ の 他

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	只今より令和 8 年第 1 回国東市農業委員会総会を始めます。 はじめに、本日の資料確認をします。 (資料確認終了) 出席確認 : 本日の出席は 13 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立することを報告します。 それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。7 番 森重なるみ委員、8 番 神田勝士委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料に基づき説明いたします。 申請番号 1 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 1,034 m²です。外に田が 2 筆、合計面積が 3,888 m²です。 譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について、譲渡人は、「農地の管理ができないため。」、譲受人は、「経営規模拡大のため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 2 番 土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 829 m²です。外に田が 3 筆、合計面積が 3,081 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について、譲渡人は、「市外在住により、農地の管理できないため。」、譲受人は、「当農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。 申請番号 3 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 158 m²です。 譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請事由について、譲渡人は、「市外在住により、農地の管理ができないため。」、譲受人は、「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 4 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 2,048 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は、「市外在住により、農地の管理ができないため」、譲受人は、「経営規模拡大のため。」です。売買による所有権移転です。

		申請番号 5 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 995 m²です。外に田が1筆、合計面積は 2,802 m²。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「市外在住により、農地の管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 6 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 905 m²です。外に田が1筆、合計面積が 2,168 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「高齢により農地の管理ができないため」譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。 申請番号 7 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 1,982 m²です。外に田が 3 筆、合計面積 4,375 m²です。 譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さんです。申請理由については、譲渡人は「高齢により、農地の管理ができないため」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。
議	長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番について事務局より一括して説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
○ ○ 委 員		2,4,5,6,番について、荒地なのですか？
事 務 局		すべてが荒地というわけではありません。現地確認して、草刈り等管理されているようであれば申請は受け付けます。
○ ○ 委 員		わかりました。次に 3 番、158 m²、これは田ですか？
事 務 局		登記地目は田ですが、畑として利用していくようです。
○ ○ 委 員		5 番は、2 反ちよつとあるようですが、無償ですね？縁故関係ですか？無償で譲渡する理由は何かあるのですか？
事 務 局		当人同士の話の中で、無償で譲渡という話になったと思いますので、理由までは把握していません。
議	長	税金がかかる、管理できないということで、無償での譲渡もよくある話です。 その他、意見・質疑ありませんか。 (意見・質疑なし)

事務局	それでは議案 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号1番、申請地は〇〇、地目は田で、面積 85 m²の、10ha の団地内にある第 1 種農地です。 転用目的は、浄化槽の設置です。 申請地は、国東市役所〇〇から北へ直線で約 2kmに位置し、北、東、西、は農地、南は申請者の住宅がある宅地に囲まれています。 転用者は、〇〇にお住いの〇〇さんです。 既にある浄化槽を合併浄化槽に設置替える計画で、既に浄化槽を設置しているので追認申請です。 昭和 52 年頃、自宅を改築するにあたり水洗トイレを設置する際、自宅裏にある、申請地である自己所有の農地に、農地法を調べずに単純浄化槽を設置しました。 今回、合併浄化槽に設置替えるための転用申請となります。 既に単純浄化槽を無許可で設置しているため、転用者から始末書の提出を受けています。 今回の追認の申請面積は、85 m²のうち浄化槽を設置する 15.61 m²を分筆して転用する計画で、計画平面図から転用面積は適正と認められます。 隣接する農地の承諾書があり、日照・通風等への影響を含め、周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。 雨水については自然浸透並びに申請地に隣接して設置される排水路へ流れ、汚水も浄化槽を経由して申請地に隣接して設置される排水路へ流します。 浄化槽からの放流については、申請者が市上下水道課と協議しており、転用許可後、浄化槽設置補助金の申請を行います。 転用に要する費用は、〇〇円と見込んでいます。自己資金と市浄化槽補助金で賄う予定ですが、申請者の通帳により自己資金のみでも賄えることが確認できます。 続きまして、申請番号 2 番、申請地は〇〇、地目は田で、面積 1,022 m²の、10ha の団地内にある第 1 種農地です。転用目的は、農業用倉庫の設置です。 申請地は、国東市役所〇〇から西へ直線で約 1.2kmに位置し、北、東、南は道路、西は農地に囲まれています。 転用者は、〇〇にお住いで、農業を営んでいる〇〇さんです。
------------	---

議 長 〇〇推進委員	農業用倉庫を 1 棟設置する計画ですが、既に申請地の一部にコンクリートを張り、農業用倉庫を 3 棟建築しているため追認申請です。 平成 10 年頃、申請者の農業経営面積が拡張してきたことから、農地法を理解しないまま農業用倉庫を建て始め、現在では 3 棟建っている状況です。 しかし現状では、それでも農機具が納まりきらず、外に雨ざらしになっている状況のため新たに 1 棟農業用倉庫を建築する計画のための転用申請となります。 既にコンクリートを張り、建築済の農業用倉庫もあるため始末書の提出を受けています。計画平面図から転用面積は適正と認められます。また、日照・通風等への影響を含め、周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。雨水については当該申請地の農地部分、または申請地に隣接する排水路へ流します。 転用に要する費用は、〇〇円と見込んでいます。申請者の貯金通帳により、見積額に見合う自己資金が確認できます。 以上です。 続きまして、申請番号 3 番、申請地は〇〇、地目は田で、面積 492 m²の、山間部にある生産性の低い第2種農地です。 転用目的は、一般住宅です。 申請地は、国東市役所〇〇から北西へ直線で約 6.2kmに位置し、北は用悪水路、東は市道、西は山林、南は農地に囲まれています。 転用者は、〇〇にお住いの〇〇さんです。 既に一般住宅と倉庫を建築しているため追認申請です。 16 年ほど前、農地法を理解しておらず、所定の手続きをしないまま当該農地に自宅を建ててしまったため転用申請となります。 既に住宅と倉庫を建築しているため、申請者から始末書の提出を受けています。 計画平面図から転用面積は適正と認められます。 隣接する農地は申請者本人の農地で、日照・通風等への影響を含め、営農上の支障はないものと考えられます。 汚水排水は合併浄化槽に接続し、雨水は自然浸透並びに申請地に隣接している用悪水路へ流すため、周辺の農地に影響はありません。以上です。 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請、申請番号 1 番、2 番、3 番について事務局より説明がありましたが、本日は申請番号 2 番について、〇〇推進委員がお見えになっているので、説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。 〇〇さんのところですが、数台の農機具が雨ざらし状態で、先ほど事務局から説明があったとおりです。 数年前に後継者の長男の方が帰ってきて一緒に農業をやっており、今後 20 年、30 年と農業を継続していけると判断しました。 今後も農業を続けていくうえで、農業用倉庫がとても必要だということで今回の申請をするに至ったということです。
--------------------------	--

		既にコンクリートを張って倉庫を建てていることについては、本人も反省しており、始末書も提出していますので問題ないと思っております。以上です。
議	長	ありがとうございました。今、〇〇推進委員からご説明がありました。では、1番、2番、3番について何かご意見・質疑はありませんか。
〇	〇	委員
事	務	局
〇	〇	委員
事	務	局
〇	〇	委員
事	務	局
〇	〇	委員
事	務	局
〇	〇	委員
議	長	売却目的ですね？
事	務	局
議	長	売却目的なら5条ではないですか？その辺の説明をしてください。
事	務	局
議	長	これから売却をお考えになっている、ということで、話を進めていくうちに農地法の手続きをしていなかったことがわかり、このタイミングで申請、ということです。
議	長	追認の申請をするということですね？
事	務	局
議	長	はい。それで4条申請になりました。
議	長	その他、意見・質疑ありませんか。
(意見・質疑なし)		
それでは議案 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。		
(全員挙手)		
議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。		
続きまして議案第 3 号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。		

事務局	議案第3号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。 利用権の設定は、総数 28 筆で 35,740 m²です。内訳としては田が 19 筆、20,421 m²、畑が 9 筆、15,319 m²です。 詳細につきましては、資料の 5 ページから 6 ページをご確認ください。
議長	議案第 3 号の農用地利用集積計画について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは議案第 3 号農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 3 号農地利用集積計画については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 4 号農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号 農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。 配分計画は、総数が 28 筆で 35,740 m²です。内訳としては田が 19 筆、20,421 m²、畑が 9 筆、15,319 m²です。 詳細につきましては、8 ページから 9 ページをご確認ください。
議長	議案第 4 号の農用地利用配分計画について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
〇 〇 委員	9 ページの 25, 26, 27, 28 番の〇〇さんが田を借りようになっていますが、何を作っているのでしょうか？
〇 〇 委員	お父様と一緒に、〇〇さんがほおずきとストックをされるということで、新規就農で 2 年目か 3 年目ですけど、規模拡大したいということでしたので私が耕作していたところを譲って、ビニールハウスを建てて耕作していくようで 10 年間で契約するようです。〇〇地区にある農地です。
議長	他にご意見ありませんか？ (質疑・意見なし) それではご意見もないようですので、議案第 4 号農用地利用配分計画につ

事務局	いて承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第4号農用地配分計画については、全会一致で承認されました。
事務局	次に、議案第5号農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。 議案第5号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号1番 土地の所在は〇〇外1筆、地目は田で、合計面積は67㎡です。申請人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由については、「平成3年4月頃、父が農地法を理解しておらず申請地北側にある建物への進入路としてコンクリート舗装しており、農地として使用できないため。」です。 現在、お手元の資料の写真にありますように、コンクリート舗装されており始末書の提出を受けています。耕作は困難な状況であり非農地判定はやむを得ないものと思われます。 その他、現在地等は資料をご確認ください。
議長	続きまして、申請番号2番につきましては、受付後 農業振興地域の指定があることが分かり、農振除外後に審議いただくこととなったことから、今回は取り下げとなったことをご報告いたします。
〇〇委員	続きまして、申請番号3番 土地の所在は〇〇外2筆、地目は畑と田で、合計面積は749㎡です。申請人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由については、「25年前頃、祖母が亡くなって以降管理する者がなく、現在は山林化しており、農地として使用できる見込みがないため。」です。 現在、お手元の資料の写真にありますように、現地は雑草が繁茂し、一部雑木が生え込み山林化しており、農地に戻すことは困難と思われるため、非農地判定はやむを得ないものと思われます。 現在地等は資料をご確認ください。
〇〇委員	議案第5号農地法の規定による非農地証明書の交付について、申請番号1番、3番について事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
〇〇委員	1番について、ここにはだれか住んでいるのですか？
事務局	始末書に〇〇さんのお名前があるので、所有者は〇〇さんの親族ではないですか？
事務局	始末書に「私の父が・・・」との記載がありますので、所有者は〇〇さんで、現在は住んでないと思われます。

○ ○ 委 員 事 務 局	隣の農地も一緒に非農地申請することにはならなかったのですね？ 現況では草刈りもされていて非農地にはなりません。
議 長	申請地の周辺の状況などについても、今後は確認しておいた方がいいと思います。
	他に何かご意見・ご質問ございませんか？
	(意見・質疑なし)
	それでは議案 5 号農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第 5 号農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。
	それでは、7 番、協議事項、農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議について、事務局より説明してください。
事 務 局	次のとおり農業振興地域の指定がある農地に対し、非農地証明願の相談がありましたので、農業振興地域除外の審議会前に農業委員会の事前協議が求められていますので内容をご説明し協議を求めます。
	協議番号 1 番、協議地は○○外 2 筆、地目は田及び畑で、合計面積は 522 m²です。
	相談者は ○○にお住いの○○さんです。
	相談内容は 祖父母が亡くなって以降、空き家となっていた実家を平成 4 年から仏師に貸していたところ、許可をとらずに作業場、駐車場及び車庫を設置するためコンクリート舗装してしまったことにより、現在、農地として使用できる見込みがないためです。
	現地は、県道○○線沿いにあり、現在車庫は取り壊されてコンクリートの基礎のみ残った状況となっています。
	また、申請地を相続で取得された現所有者が○○市在住であるため実家は空き家となっており、今後耕作できる状態に戻す可能性はないと思われること、現状となってから 30 年は経過していること、所有者として無断転用を黙認したと判断されることから、始末書の提出を受け「非農地判定」を行うことが妥当であると思われます。
	現在地等は資料をご確認ください。
○ ○ 委 員	借りていた人は仏師で、お面などを彫って作っていた方です。

議	長	農振審議会にかける案件ということでご審議いただきました。 よろしいでしょうか？ それでは、その他の方に移らせていただきます。 事務局よりご説明をお願いします。
事	務	局
議	長	本日、みなさんに2026の農業委員手帳をお配りしました。開いていただくと、農業委員会憲章が載っています。 まず、私が読み上げますので、みなさんに、後に続いて読み上げていただきたいと思います。 (農業委員会憲章) 私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。 一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。 一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。 一つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。 一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。 一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。 続いて視察研修の件ですが、研修先が〇〇に決まりました。 視察研修は、2月9日、10日に決まりました。研修に際して個人負担もありますが、よろしくお願いいたします。 次の日は、〇〇という農業生産法人株式会社が視察を引き受けてくださいましたので、参加されるみなさんには日程表含めて詳細について、お知らせしますのでよろしくお願いいたします。 以上です。 それでは議案等については以上ですが、何かご意見等ございませんか？ (意見・質疑なし) では、本日はお忙しい中ご参集いただきありがとうございました。これをもちまして、第1回農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。 議 長 議事録署名委員 議事録署名委員